

アピール文 参考

～ 6 京都から未来へ（まとめ）関係 ～

- 京都の“自治の伝統”“自由で先駆的な気風”を保持し、自らの理想の消費者像を思い描きましょう。

- 京都市基本構想（抄，注：平成 11 年（1999 年）12 月 17 日策定（期間 2025 年まで））

第 1 章 京都市民の生き方

第 3 節 京都市民の得意とするところ

わたしたち京都市民は、これまで、このまちに住むひとりひとりが人間として誇りと安心をもって生きることができるための基本的な条件の整備に努めるとともに、効率や競争を過度に重視し、大量消費を繰り返してきたこれまでの社会のあり方に対して、それとは別の節度ある生き方を示しうるような都市文化を培ってきた。

改めて振り返れば、京都市民は、1200 年を超える歴史のなかで、自立性の高い市民文化を育（はぐく）み、磨き上げてきた。たとえば、みずからの生活をみずからの責任で律する自治の伝統を大切に守ってきた。地域社会のなかで、かど掃きに象徴されるような独特の生活習慣も身につけてきた。伝統と革新のまれにみる緊張関係のなかでまちを運営してきた。このまちには産学ともに自由で先駆的な気風があり、それを育（はぐく）むために、学びの多様な機会を設けてきた。自然環境との調和を保った美しい里の風景をもつとともに、匠（たくみ）のわざと高い付加価値とをあわせもったものづくりの文化を養ってきた。人権の尊重や福祉への取組においても、先進的な試みを続けてきた。

（以下、略）

- 高い理想に向かって、日々、学び、実践するとともに、こまやかな“おもてなしの心”で、旅行者をあたたく迎えましょう。

- 京都市市民憲章（京都市ホームページ「京都市情報館」より）

わたくしたち京都市民は、国際文化観光都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここにこの憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民が、他人に迷惑をかけないという自覚に立って、お互いに反省し、自分の行動を規律しようとするものです。

1. わたくしたち京都市民は、美しいまちをきずきましょう。
1. わたくしたち京都市民は、清潔な環境をつくりましょう。
1. わたくしたち京都市民は、良い風習をそだてましょう。
1. わたくしたち京都市民は、文化財の愛護につとめましょう。
1. わたくしたち京都市民は、旅行者をあたたくむかえましょう。

（昭和 31（1956）年 5 月 3 日制定）

また、学識経験者や学校、PTA、女性団体、経済団体、労働団体、報道機関などから市民が集まる「京都市市民憲章推進会議（4 月 24 日開催）」において、平成 21 年の推進テーマと実践目標が決定されました。

1 平成 21 年の推進テーマ

共に進めよう 「地域力」を生かしたまちづくり

～「笑顔」、「夢」、「生きがい」あふれるまち 京都へ～

2 実践目標・行動例

- 「DO YOU KYOTO? (環境にいいことしていますか?)」を合言葉に環境にやさしい暮らしを実践しよう
- みんなが安心安全でいきいきと暮らせる地域をきずこう
- 散乱ごみや放置自転車のない緑豊かな美しいまちにしよう
- 自然・景観や伝統,文化財をはじめ,世界に誇る京都の財産を大切に守り伝えよう
- 国内外の旅行者をおもてなしのところで迎えよう

○ 世界文化自由都市の市民として、また京都議定書誕生の地、環境モデル都市の市民としての誇りと使命感をもって、私たちの大切にしている『京都』を伝えていきましょう。

- 世界文化自由都市宣言 (注:昭和 53 年 10 月に市会の賛同を得て行った。)

都市は、理想を必要とする。その理想が世界の現状の正しい認識と自己の伝統の深い省察の上に立ち、市民がその実現に努力するならば、その都市は世界史に大きな役割を果たすであろう。われわれは、ここにわが京都を世界文化自由都市と宣言する。

世界文化自由都市とは、全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市をいうのである。

京都は、古い文化遺産と美しい自然景観を保持してきた千年の都であるが、今日においては、ただ過去の栄光のみを誇り、孤立して生きるべきではない。広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない。われわれは、京都を世界文化交流の中心にすえるべきである。

もとより、理想の宣言はやさしく、その実行はむずかしい。われわれ市民は、ここに高い理想に向かって進み出ることを静かに決意して、これを誓うものである。

- 京都議定書

- ・ 国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議 (COP3)・・・平成 9 年 12 月開催
- ・ 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書・・・平成17年2月16日発効

- 環境モデル都市 (京都市ホームページ「京都市情報館」より)

- ・ 平成 21 年 1 月 23 日、京都市は、国から「環境モデル都市」に選定された。
- ・ 温室効果ガスを大幅に削減する社会——低炭素社会——の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市が「環境モデル都市」。
- ・ 現在、環境モデル都市は 13 市区町村が選定されている。
 - <大都市> 京都市、横浜市、北九州市、堺市、千代田区
 - <地方中心都市> 帯広市、富山市、飯田市、豊田市
 - <小規模市町村> 下川町(北海道)、水俣市、橿原町(高知県)、宮古島市